

非正規だからと あきらめて いませんか？

パート・アルバイト・派遣・契約社員…、呼ばれ方はさまざまですが、賃金・一時金・手当・待遇などの労働条件が正社員と比べて、差別されている仲間が増えています。

有期雇用契約で不満があっても「口に出していうこともできない」と悩んでいませんか？

有給休暇の取得・残業代の支払い・産休育休の取得、そして労働保険や社会保険の加入などは、正規・非正規を問わず、すべての労働者の権利です。

労働組合に入って、 あなたの権利を行使しましょう

あなたの時給はいくら？

地域ごとに最低賃金が定められています。これ以下は法律違反です。

残業代割増は支払われてる？

1日8時間、週40時間を超えたら、残業代（割増賃金）を支払わなくてはなりません。

パートも有給休暇とれます！

育児介護休暇、産前産後休暇、生理休暇は非正規でも取得できます。

健康診断も受けられます！

1年以上働いている、あるいは1年以上働くみこみのある人は、定期健康診断を実施しなければなりません。



※詳しくはお近くの労働組合にご相談下さい

4月からパート労働法が変わります

パート労働者と正規労働者の待遇のちがいは合理性が必要です。

パート労働者と契約を結ぶ際に、事業者は賃金、教育訓練、福利厚生や正社員への転換制度があるかなどの説明をしなければなりません。

有期労働契約の3つのルール (改正労働契約法)

- 有期雇用契約を繰り返し、5年を超えると無期契約にするよう求めることができます。
- 繰り返し雇用されていたり「長く働いてもらいたい」など、契約更新を期待させた場合には簡単に雇止めはできません。
- 有期雇用であることを理由に不合理な労働条件の相違は許されません。

お気軽に電話して下さい

秘密厳守
相談無料

労働相談ホットライン

フリーダイヤル

0120-378-060

全労連 全国労働組合総連合



〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620
http://www.zenroren.gr.jp

